

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年11月6日

【四半期会計期間】 第160期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)

【会社名】 日本精工株式会社

【英訳名】 NSK Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 内山 俊弘

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎一丁目6番3号

【電話番号】 03 - 3779 - 7111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役常務 財務本部長 鈴木 啓太

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎一丁目6番3号

【電話番号】 03 - 3779 - 7111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役常務 財務本部長 鈴木 啓太

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第159期 第2四半期 連結累計期間	第160期 第2四半期 連結累計期間	第159期
会計期間	自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日	自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日	自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日
売上高 (第2四半期連結会計期間) (百万円)	434,820 (211,878)	315,892 (187,022)	831,034
税引前四半期利益又は税引前利益 (は損失) (百万円)	15,552	10,671	24,065
親会社の所有者に帰属する 四半期(当期)利益(は損失) (第2四半期連結会計期間) (百万円)	11,816 (2,977)	12,287 (2,587)	17,412
親会社の所有者に帰属する 四半期(当期)包括利益 (百万円)	2,212	3,491	11,075
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	524,626	504,134	505,505
資産合計 (百万円)	1,064,869	1,077,037	1,029,884
基本的1株当たり 四半期(当期)利益(は損失) (第2四半期連結会計期間) (円)	23.07 (5.81)	23.98 (5.05)	34.00
希薄化後1株当たり 四半期(当期)利益(は損失) (円)	23.01	23.98	33.91
親会社所有者帰属持分比率 (%)	49.3	46.8	49.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	40,232	13,945	72,387
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	26,637	18,910	39,784
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	7,611	54,232	21,333
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	132,560	187,401	137,298

- (注) 1 当社は要約四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれていません。
- 3 上記指標は、国際会計基準(以下「IFRS」という。)により作成された要約四半期連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいています。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、当第2四半期連結累計期間における新型コロナウイルス感染症の影響は、「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 業績の状況」に記載のとおりですが、新型コロナウイルス感染症の収束時期によっては、その影響が長期化する可能性があり、引き続き注視し必要な対応を取っていきます。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当社グループは、「次の成長に向けた事業基盤の強化」を目標に、第6次中期経営計画（2019年度から2021年度）をスタートさせました。安全・品質・コンプライアンス・環境を当社グループのコアバリューとした上で、第5次中期経営計画（2016年度から2018年度）で掲げた「オペレーショナル・エクセレンス(競争力の不断の追求)」と「イノベーションへのチャレンジ(あたらしい価値の創造)」の2つの方針を継続し、成長への新たな仕掛け、経営資源の強化、環境・社会への貢献の3つの経営課題に取り組んでいます。

当第2四半期連結累計期間の世界経済を概観すると、第1四半期は新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響を受け、各国において景気は急速に悪化しました。その後、経済活動の再開が段階的に進められるなかで、第2四半期には持ち直しの動きがみられ始めました。

日本は、個人消費の一部に足踏みもみられるなど依然として厳しい状況にありますが、世界的に自動車市場などが回復に転じたことにより輸出が増加しました。米国及び欧州では感染再拡大の懸念があるものの、生産活動が持ち直し、設備投資には下げ止まりの兆しがみられました。中国では生産活動がいち早く再開したことに加え、政府の景気対策によって自動車販売が回復するなど持ち直しています。

このような経済環境下、当第2四半期連結累計期間の売上高は3,158億92百万円と前年同期に比べて27.4%の減収となりました。営業損失は106億36百万円(前年同期は157億65百万円の利益)、税引前四半期損失は106億71百万円(前年同期は155億52百万円の利益)、親会社の所有者に帰属する四半期損失は122億87百万円(前年同期は118億16百万円の利益)となりました。

当社グループのセグメントごとの業績は次のとおりです。

産業機械事業

産業機械事業は、第1四半期には新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済活動の収縮を背景にグローバルで設備投資に慎重な動きが見られました。第2四半期は緩やかな回復基調にあるものの、当第2四半期連結累計期間では対前年同期比で減収となりました。

地域別では、日本は工作機械向けを中心に需要が低迷し減収となりました。米州では半導体製造装置向けの販売は増加しましたが、アフターマーケット向けの減少や為替影響などにより減収となりました。欧州はアフターマーケット向けや工作機械向けの販売が減少し減収となりました。一方、中国では風力発電や鉄道向けの需要が堅調に推移し増収となりました。

この結果、産業機械事業の売上高は1,045億41百万円(前年同期比 12.6%)、営業利益は中国を除く各地域で販売が減少した影響により12億25百万円(前年同期比 85.3%)となりました。

当事業では、足元の市場環境は厳しい状況ではありますが、今後も需要動向の変化に機動的な対応をしていきます。また、IoTをはじめ、ロボティクスや再生可能エネルギーなどの社会的ニーズが高まる中、これらの成長分野に対応した新たな事業基盤の構築を進めていくことで、市場におけるプレゼンスの中長期的な向上と、収益を伴う事業の拡大を図っていきます。

自動車事業

自動車事業は、第1四半期には新型コロナウイルスの流行による移動制限、サプライチェーンの混乱及び生産活動停止の影響を受け、世界的に自動車生産台数が大幅に減少しました。第2四半期に入り自動車市場は回復に転じましたが、第1四半期での落ち込みが影響して、当第2四半期連結累計期間では対前年同期比で減収となりま

した。

地域別では、日本は自動車市場の需要低迷により減収となりました。米州及び欧州では経済活動の制限により自動車販売が落ち込み減収となりました。中国はオートマチックトランスミッション(AT)関連製品が増加したものの、電動パワーステアリング(EPS)の減少や為替影響により減収となりました。

この結果、自動車事業の売上高は2,022億67百万円(前年同期比 33.1%)となりました。営業損失は日本を中心に各地域で販売が減少した影響により141億13百万円(前年同期は70億61百万円の利益)となりました。

当事業では、グローバル自動車市場の先行きは不透明な状況ではありますが、ATの搭載率向上や多段化、自動車の電動化などへ対応することでパワートレインビジネスの拡大を図るとともに、ステアリングビジネスの再成長や、搭載の義務化が期待される電動ブレーキシステムにも注力していきます。さらに、これまで蓄積してきた技術と新たに取り組む技術開発によって、電動化・自動運転といった自動車の技術革新への貢献を目指します。また、生産性向上や固定費抑制を進めることで、収益力の改善を図っていきます。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の資産合計は、現金及び現金同等物、その他の金融資産(非流動)の増加、有形固定資産の減少等により前連結会計年度末に比べ471億53百万円増加し、1兆770億37百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間末の負債合計は、その他の金融負債(流動)の増加等により前連結会計年度末に比べ491億30百万円増加し、5,524億95百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間末の資本合計は、5,245億41百万円となり、親会社の所有者に帰属する四半期損失や剰余金の配当等により前連結会計年度末に比べて19億76百万円減少しました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は1,874億1百万円となり、前連結会計年度末に比べて501億3百万円増加しました。また、前年同期末に比べて548億41百万円増加しました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られたキャッシュ・フローは、税引前四半期損失106億71百万円から減価償却費及び償却費、運転資本等の加減算を行った結果、前年同期に比べて262億86百万円減少し、139億45百万円の収入となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動に使用されたキャッシュ・フローは、前年同期に比べて77億26百万円減少し、189億10百万円の支出となりました。主な内訳は、有形固定資産の取得による支出195億91百万円です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により得られたキャッシュ・フローは、前年同期に比べて618億44百万円増加し、542億32百万円の収入となりました。主な収入の内訳は、短期借入金の純増減額523億63百万円、長期借入れによる収入97億27百万円です。一方で主な支出の内訳は、配当金の支払額51億25百万円です。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、資本市場に公開された株式会社であるため、当社株式の大量の買付行為がなされた場合にそれに応じることが否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら、株式の大量の買付行為の中には、株主の皆様に対する必要十分な情報開示や熟慮のための機会が与えられることなく、あるいは当社取締役会が意見表明を行い、代替案を提示するための情報や時間が提供されずに、突如として強行されるものもあり得ます。このような株式の大量の買付行為の中には、真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損する買付行為もあり得ます。

かかる当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損する当社株式の大量の買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

(イ) 中期経営計画等による企業価値の向上への取り組み

当社グループは、MOTION & CONTROLを通じた社会への価値提供を続けていくために、2026年に中長期的な持続的成長を可能にする企業基盤を確立することを目指していきます。その達成に向けて2020年3月期から2022年3月期までの3ヵ年を第6次中期経営計画としてスタートさせました。

第6次中期経営計画として掲げる目標は、「次の成長に向けた事業基盤の強化」です。安全・品質・コンプライアンスそして環境を当社グループのコアバリューとした上で、第5次中期経営計画で据えた「オペレーショナル・エクセレンス(競争力の不断の追求)」と「イノベーションへのチャレンジ(あたらしい価値の創造)」の2つの方針を継続し、成長への新たな仕掛け、経営資源の強化、環境・社会への貢献の3つの経営課題に取り組んでいきます。

3つの経営課題と取り組み内容は以下のとおりです。

1. 成長への新たな仕掛けとして、

- ・IoT、電動化、自動化、環境の成長セグメントでNSKコア製品を伸ばします。
- ・成長セグメントへの新製品の市場化による成長を目指します。
- ・EPSビジネスは製品ラインナップを充実させ再成長を目指します。

2. 経営資源の強化として、

- ・教育体系の再構築や働き方改革、健康経営の促進、ダイバーシティ&インクルージョンの推進によってヒトづくりを進化させます。
- ・IoTの活用によってモノづくりを進化させます。
- ・NSKコア技術の徹底追求やオープンイノベーションの更なる活用によって技術開発を進化させます。

3. 環境・社会への貢献として、

- ・事業活動や環境貢献型の製品開発によるCO₂排出量の削減及び資源の有効活用を目指します。
- ・市場、お客様へ安全・安心を与える品質づくりと安全文化づくりを目指します。
- ・社会から信頼され、働きがいのある会社づくりを目指します。
- ・グループガバナンスを強化しステークホルダーとの対話を深めていきます。

当社グループは、以上の取り組みによってたゆまぬ成長を目指すとともに、将来にわたって、企業理念に基づいた企業活動とMOTION & CONTROLの進化を通じ、社会的課題の解決と社会の持続的発展へ貢献し続けていきます。また、SDGsに定められた17の目標を尊重するとともに、当社グループの事業に関連した目標を重点課題として積極的に取り組んでいきます。

(ロ)コーポレートガバナンスに関する取り組み

当社は、社会的責任を果たし、企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を確保し、持続的に向上させるため、経営に関する意思決定の透明性と健全性の向上に積極的に取り組んできました。2004年に当時の委員会等設置会社に移行する以前から、執行役員制度の導入、社外取締役の招聘及び任意の報酬委員会・監査委員会の設置をしてきました。現在、当社は指名委員会等設置会社であり、指名・監査・報酬の3つの委員会は、それぞれ社内取締役と過半数を占める社外取締役で構成され、経営に関する意思決定の透明性と健全性の確保に大きな役割を果たしています。

なお、当社の社外取締役については全員を独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ています。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、2020年6月30日開催の当社定時株主総会決議に基づき当社株式の大量買付行為に関する対応策(以下「本プラン」という。)を継続しています。なお、本プランの有効期間は2023年6月に開催予定の当社定時株主総会の終結時までとしています。

本プランは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為等(以下「大量買付行為」という。)を行い又は行おうとする者(以下「大量買付者」という。)に対して、本プラン所定の手続(以下「大量買付ルール」という。)を遵守することを求めています。大量買付ルールは、大量買付者が事前に大量買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価、検討等のために必要かつ十分な情報を提供した上で、当社取締役会による評価等のための期間(以下「取締役会評価期間」という。)満了後に大量買付行為を開始できることを原則的な手続としています。

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は発動しません。但し、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうおそれがあると合理的に認められる場合には、取締役会評価期間満了後に株主総会を開催し、対抗措置を発動すべきか否かを株主の皆様のご判断に委ねることができるものとします。また、大量買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合、大量買付者の提案する買収の方法が、いわゆる強圧的二段階買付けに代表される、構造上株主の皆様のご判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様が当社株券等の売却を強要するおそれがある場合等、大量買付行為が所定の5類型のいずれかに該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうものであると合理的に認められる場合には、例外的に当社取締役会決議により対抗措置を発動することがあります。

これに対して、大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、対抗措置を発動する場合があります。但し、当社取締役会が、株主の皆様のご意思を確認することが実務上可能であり、かつ、株主の皆様のご意思を確認するために株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくことが適切であると合理的に判断した場合には、取締役会評価期間満了後に株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様のご判断に委ねるものとします。

当社取締役会が、上記の株主総会を開催する場合には、大量買付者は、当該株主総会終結時まで、大量買付行為を開始してはならないものとします。

また、当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、次の手順を経ることとします。まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当社取締役会から独立した組織である独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。また、対抗措置の発動に係る当社取締役会の決議は、当社取締役全員が出席する取締役会において、全会一致により行うものとします。なお、当社は、本プランにおける対抗措置として、新株予約権無償割当てを行います。

本プランに係る手順の流れの概要については、次ページに記載のとおりです。また、本プランの詳細につきましては当社ウェブサイト(<https://www.nsk.com/jp/company/governance/index.html>)に掲載しています、2020年6月2日付「当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続に関するお知らせ」をご参照ください。

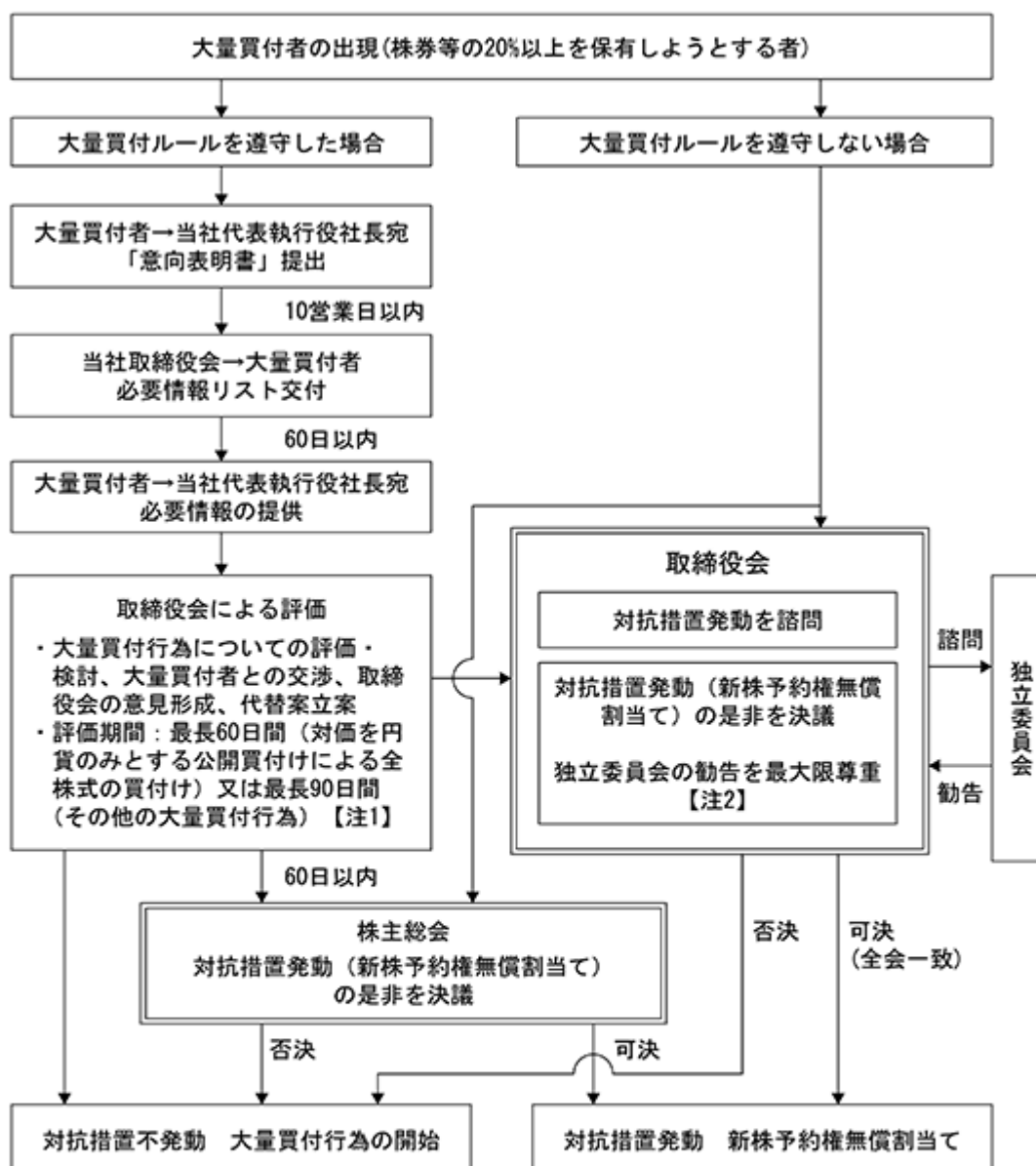
上記の取り組みについての取締役会の判断及びその理由

上記の取り組みは、当社の中長期的な企業価値の向上のための基本的な取り組みの一環であり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させることを目的として実施しているものです。

上記の取り組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者に対して、大量買付行為に関する必要な情報の提供、及び、その内容の評価等に必要な期間の確保を求めるために導入されるものであり、また、上記記載のとおり、本プラン所定の一定の類型に該当する大量買付行為を防止することにより、上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みです。さらに、上記記載のとおり、対抗措置を発動しようとする場合には原則として株主総会を開催し、当社取締役会が対抗措置の発動を決議する場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役全員が出席する当社取締役会において、全会一致により行うこととしており、当社取締役会の恣意的な判断を排し、その取り組みの合理性及び公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されています。

従いまして、上記及びの取り組みは上記の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

本プランに係る手続の流れの概要



【注1】 但し、独立委員会に対して諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、社外取締役を含む当社取締役会の全会一致の決議により、最長30日間延長される場合があります（延長は一度に限ります。）。

【注2】 当社取締役会は、次の場合には、対抗措置を発動することがあります。但し、この発動に係る決定は、独立委員会に対して諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、社外取締役を含む当社取締役会の全会一致の決議によります。

- ① 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合
- ② 大量買付行為が所定の5類型のいずれかに該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損うものであると合理的に認められる場合

【注1】及び【注2】を除く当社取締役会の決議は、出席取締役の過半数の賛成によりなされます。

本プランの運用に係る手続等については、別途ガイドラインを制定しています。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における当社グループの研究開発活動の金額は、84億25百万円です。なお、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,700,000,000
計	1,700,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年11月6日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	551,268,104	551,268,104	東京証券取引所(市場第一部)	単元株式数は100株
計	551,268,104	551,268,104		

(注) 「提出日現在発行数」には、2020年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年7月 1日 ~ 2020年9月30日	-	551,268	-	67,176	-	77,923

(5) 【大株主の状況】

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	51,661	9.97
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	31,566	6.09
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	27,626	5.33
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	27,543	5.31
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号	22,400	4.32
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	18,211	3.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 トヨタ自動車口	東京都港区浜松町二丁目11番3号	10,709	2.07
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	10,000	1.93
日本精工取引先持株会	東京都品川区大崎一丁目6番3号	8,979	1.73
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	7,872	1.52
計		216,569	41.78

(注) 1 株式数は、千株未満を切り捨てています。

2 上記以外に、当社は自己株式32,911,224株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合5.97%)を保有していません。また自己株式には、株式給付信託に係る信託口が所有する当社株式5,348,808株は含めていません。

3 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付で、JTCホールディングス株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、商号を株式会社日本カストディ銀行に変更しております。

4 2020年7月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、野村證券株式会社及びその共同保有者であるノムラ インターナショナル ピーエルシー(NOMURA INTERNATIONAL PLC)、野村アセットマネジメント株式会社が、2020年7月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認が出来ませんので、上記大株主の状況には含めていません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	80	0.01
ノムラ インターナショナル ピーエルシー(NOMURA INTERNATIONAL PLC)	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	171	0.03
野村アセットマネジメント 株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	27,356	4.96

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 32,911,200		単元株式数は100株
	(相互保有株式) 普通株式 673,200		同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 517,417,500	5,174,175	同上
単元未満株式	普通株式 266,204		
発行済株式総数	551,268,104		
総株主の議決権		5,174,175	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式給付信託に係る信託口が所有する当社株式5,348,808株(議決権53,488個)が含まれています。

2 「単元未満株式」欄には、当社の自己保有株式、相互保有株式、株式給付信託に係る信託口が所有する株式が次のとおり含まれています。

自己保有株式		24株
相互保有株式	NSKワナー(株)	98株
	八木工業(株) (自己名義)	64株
	(他人名義)	1株
株式給付信託に係る信託口が所有する株式		8株

【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本精工(株)	東京都品川区大崎一丁目6番3号	32,911,200		32,911,200	5.97
(相互保有株式) NSKワナー(株)	東京都品川区大崎一丁目6番3号	420,000		420,000	0.08
井上軸受工業(株)	大阪府堺市美原区木材通二丁目2番87号	200,000		200,000	0.04
八木工業(株)	群馬県高崎市倉賀野町3121番地	800	52,400	53,200	0.01
計		33,532,000	52,400	33,584,400	6.09

(注) 1 八木工業(株)は、日本精工取引先持株会(東京都品川区大崎一丁目6番3号)の会員であり、他人名義欄に記載されている株式は全て同持株会名義となっています。

2 上記には、株式給付信託に係る信託口が所有する当社株式5,348,808株を含めていません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 要約四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」(以下「IAS第34号」という。)に準拠して作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2020年7月1日から2020年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)に係る要約四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【要約四半期連結財務諸表】

(1) 【要約四半期連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		137,298	187,401
売上債権及びその他の債権		154,226	155,899
棚卸資産		152,971	146,202
その他の金融資産		3,138	1,688
未収法人所得税		3,513	3,964
その他の流動資産		15,304	12,700
流動資産合計		466,452	507,857
非流動資産			
有形固定資産		383,978	372,495
無形資産		19,768	18,755
持分法で会計処理されている投資		26,785	25,869
その他の金融資産		55,498	67,068
繰延税金資産		9,698	9,497
退職給付に係る資産		61,508	69,097
その他の非流動資産		6,193	6,395
非流動資産合計		563,431	569,180
資産合計		1,029,884	1,077,037
負債及び資本			
負債			
流動負債			
仕入債務及びその他の債務		97,193	79,922
その他の金融負債		71,806	124,310
引当金		159	123
未払法人所得税		3,474	2,620
その他の流動負債		45,305	48,550
流動負債合計		217,939	255,528
非流動負債			
金融負債		228,707	237,734
引当金		8,160	4,510
繰延税金負債		24,764	29,642
退職給付に係る負債		18,345	19,750
その他の非流動負債		5,447	5,329
非流動負債合計		285,426	296,967
負債合計		503,365	552,495
資本			
資本金		67,176	67,176
資本剰余金		80,456	80,356
利益剰余金		405,842	388,932
自己株式		37,662	37,314
その他の資本の構成要素		10,308	4,983
親会社の所有者に帰属する持分合計		505,505	504,134
非支配持分		21,013	20,406
資本合計		526,518	524,541
負債及び資本合計		1,029,884	1,077,037

(2) 【要約四半期連結損益計算書及び要約四半期連結包括利益計算書】

【要約四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記 番号	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)
売上高	6	434,820	315,892
売上原価		351,539	270,666
売上総利益		83,281	45,225
販売費及び一般管理費		67,785	58,827
持分法による投資利益		1,231	612
その他の営業費用	7	961	2,352
営業利益(は損失)		15,765	10,636
金融収益		1,216	1,184
金融費用		1,429	1,219
税引前四半期利益(は損失)		15,552	10,671
法人所得税費用	5	3,231	1,715
四半期利益(は損失)		12,320	12,386
(四半期利益の帰属)			
親会社の所有者		11,816	12,287
非支配持分		504	98
(親会社の所有者に帰属する1株当たり四半期利益)			
基本的1株当たり四半期利益(は損失)(円)	9	23.07	23.98
希薄化後1株当たり四半期利益(は損失)(円)	9	23.01	23.98

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	注記 番号	前第2四半期連結会計期間 (自 2019年7月 1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 2020年7月 1日 至 2020年9月30日)
売上高		211,878	187,022
売上原価		172,949	158,716
売上総利益		38,929	28,305
販売費及び一般管理費		33,721	29,375
持分法による投資利益		681	620
その他の営業費用	7	387	2,716
営業利益		5,501	2,266
金融収益		203	177
金融費用		789	587
税引前四半期利益		4,916	1,855
法人所得税費用	5	1,851	4,332
四半期利益(は損失)		3,065	2,476
(四半期利益の帰属)			
親会社の所有者		2,977	2,587
非支配持分		87	111
(親会社の所有者に帰属する1株当たり四半期利益)			
基本的1株当たり四半期利益(は損失)(円)	9	5.81	5.05
希薄化後1株当たり四半期利益(は損失)(円)	9	5.80	5.05

【要約四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記 番号	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)
四半期利益(は損失)		12,320	12,386
その他の包括利益			
純損益に振替えられることのない項目			
確定給付負債(資産)の純額の再測定		6,531	4,139
その他の包括利益を通じて公正価値で 測定する金融資産の純変動		570	8,924
持分法適用会社に対する持分相当額		19	81
純損益に振替えられることのない項目合計		5,981	13,145
純損益に振替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額		20,053	2,475
持分法適用会社に対する持分相当額		372	193
純損益に振替えられる可能性のある項目合計		20,425	2,669
その他の包括利益合計		14,444	15,814
四半期包括利益合計		2,123	3,428
(四半期包括利益の帰属)			
親会社の所有者		2,212	3,491
非支配持分		89	62

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	注記 番号	前第2四半期連結会計期間 (自 2019年7月 1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 2020年7月 1日 至 2020年9月30日)
四半期利益(は損失)		3,065	2,476
その他の包括利益			
純損益に振替えられることのない項目			
確定給付負債(資産)の純額の再測定		4,918	2,044
その他の包括利益を通じて公正価値で 測定する金融資産の純変動		946	4,662
持分法適用会社に対する持分相当額		8	59
純損益に振替えられることのない項目合計		5,873	6,766
純損益に振替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額		8,338	1,993
持分法適用会社に対する持分相当額		135	16
純損益に振替えられる可能性のある項目合計		8,473	1,976
その他の包括利益合計		2,600	8,743
四半期包括利益合計		464	6,267
(四半期包括利益の帰属)			
親会社の所有者		497	6,298
非支配持分		33	30

(3) 【要約四半期連結持分変動計算書】

前第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位：百万円)

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分			
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
期首残高		67,176	80,426	400,720	37,779
四半期利益		-	-	11,816	-
その他の包括利益		-	-	-	-
四半期包括利益合計		-	-	11,816	-
自己株式の取得		-	-	-	3
自己株式の処分		-	39	-	124
株式報酬取引		-	1	-	-
剰余金の配当	10	-	-	10,249	-
その他		-	-	2,155	-
所有者との取引額等合計		-	41	8,093	120
四半期末残高		67,176	80,468	404,443	37,658

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分				合計	非支配持分	資本合計
		その他の資本の構成要素						
		在外営業 活動体の 換算差額	その他の 包括利益を 通じて公正 価値で測定 する金融資 産の純変動	確定給付 負債(資産) の純額の 再測定	合計			
期首残高		12,598	33,494	5,234	26,131	536,676	23,724	560,400
四半期利益		-	-	-	-	11,816	504	12,320
その他の包括利益		20,009	590	6,570	14,029	14,029	415	14,444
四半期包括利益合計		20,009	590	6,570	14,029	2,212	89	2,123
自己株式の取得		-	-	-	-	3	-	3
自己株式の処分		-	-	-	-	163	-	163
株式報酬取引		-	-	-	-	1	-	1
剰余金の配当	10	-	-	-	-	10,249	2,634	12,883
その他		-	1,905	-	1,905	250	-	250
所有者との取引額等合計		-	1,905	-	1,905	9,837	2,634	12,471
四半期末残高		32,607	30,998	11,805	10,196	524,626	21,178	545,805

当第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位：百万円)

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分			
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
期首残高		67,176	80,456	405,842	37,662
四半期利益(は損失)		-	-	12,287	-
その他の包括利益		-	-	-	-
四半期包括利益合計		-	-	12,287	-
自己株式の取得		-	-	-	3
自己株式の処分		-	28	-	351
株式報酬取引		-	128	-	-
剰余金の配当	10	-	-	5,126	-
その他		-	-	504	-
所有者との取引額等合計		-	99	4,621	347
四半期末残高		67,176	80,356	388,932	37,314

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分					非支配持分	資本合計
		その他の資本の構成要素				合計		
		在外営業 活動体の 換算差額	その他の 包括利益を 通じて公正 価値で測定 する金融資 産の純変動	確定給付 負債(資産) の純額の 再測定	合計			
期首残高		34,462	17,166	6,988	10,308	505,505	21,013	526,518
四半期利益(は損失)		-	-	-	-	12,287	98	12,386
その他の包括利益		2,640	8,997	4,140	15,778	15,778	35	15,814
四半期包括利益合計		2,640	8,997	4,140	15,778	3,491	62	3,428
自己株式の取得		-	-	-	-	3	-	3
自己株式の処分		-	-	-	-	380	-	380
株式報酬取引		-	-	-	-	128	-	128
剰余金の配当	10	-	-	-	-	5,126	543	5,670
その他		-	487	-	487	16	-	16
所有者との取引額等合計		-	487	-	487	4,861	543	5,405
四半期末残高		31,822	25,676	11,128	4,983	504,134	20,406	524,541

(4) 【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前四半期利益(は損失)		15,552	10,671
減価償却費及び償却費		26,783	26,940
退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産 の増減額		539	122
受取利息及び受取配当金		1,170	969
支払利息		1,341	1,381
持分法による投資損益(は益)		1,231	612
売上債権の増減額(は増加)		17,459	1,808
棚卸資産の増減額(は増加)		3,102	7,394
仕入債務の増減額(は減少)		17,306	7,668
その他		5,340	1,618
小計		44,206	15,726
利息及び配当金の受取額		3,729	2,777
利息の支払額		1,287	1,166
法人所得税の支払額		6,416	3,391
営業活動によるキャッシュ・フロー		40,232	13,945
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		26,916	19,591
有形固定資産の売却による収入		269	283
その他の金融資産の取得による支出		13	13
その他の金融資産の売却による収入		2,700	681
その他		2,676	270
投資活動によるキャッシュ・フロー		26,637	18,910
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額(は減少)		2,471	52,363
長期借入れによる収入		-	9,727
長期借入金の返済による支出		434	297
社債の発行による収入		30,000	-
社債の償還による支出		20,000	-
リース負債の返済による支出		1,998	2,270
自己株式の取得による支出		0	0
配当金の支払額		10,238	5,125
非支配持分への配当金の支払額		2,634	543
その他		167	380
財務活動によるキャッシュ・フロー		7,611	54,232
現金及び現金同等物に係る換算差額		3,388	835
現金及び現金同等物の増減額		2,595	50,103
現金及び現金同等物の期首残高		129,965	137,298
現金及び現金同等物の四半期末残高		132,560	187,401

【要約四半期連結財務諸表注記】

1. 報告企業

日本精工株式会社(以下「当社」という。)は、日本に所在する企業であり、株式会社東京証券取引所に株式を上場しています。

当第2四半期連結累計期間の要約四半期連結財務諸表は、当社及びその子会社(以下「当社グループ」という。)、並びに関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する持分により構成されています。現在、当社グループ並びに関連会社及びジョイント・ベンチャーは、産業機械事業、自動車事業を行っています。産業機械事業については、一般産業向けの軸受、精密機器関連製品の製造・販売を行っています。自動車事業については、自動車及び自動車部品メーカー向けの軸受、ステアリング及び自動変速機用部品等の製造・販売を行っています。

当要約四半期連結財務諸表は、2020年11月6日に代表執行役社長内山俊弘によって承認されています。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、四半期連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定によりIAS第34号に準拠して作成されています。なお、要約四半期連結財務諸表は年度の連結財務諸表で要求されている全ての情報が含まれていないため、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものです。

(2) 測定の基礎

要約四半期連結財務諸表は、公正価値で測定される金融商品等を除き、資産及び負債は取得原価を基礎としています。

(3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの各企業が作成する財務諸表に含まれている項目は、その会社が事業活動を行う主要な経済環境における通貨である「機能通貨」を用いて測定しています。本報告書の要約四半期連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円で表示しています。日本円で表示しているすべての財務情報は、百万円未満を切り捨てて記載しています。

(4) 見積り及び判断の利用

当社グループの要約四半期連結財務諸表を作成するにあたり、会計方針の適用、資産・負債及び収益・費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行っています。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。なお、これらの見積りや仮定は継続して見直しています。会計上の見積りの変更による影響は、見積りを変更した会計期間及び将来の会計期間において認識されます。

新型コロナウイルスの感染拡大による影響は、現時点において入手可能な情報に基づき合理的と認められる範囲において見積り及び判断に反映していますが、当要約四半期連結財務諸表の金額に重要な影響を与える見積り及び判断は、前連結会計年度の連結財務諸表と同様です。なお、今後の感染拡大の収束時期によっては、その影響が長期化し、見積り及び判断に影響を及ぼす可能性があります。

3. 重要な会計方針の要約

要約四半期連結財務諸表において適用する重要な会計方針は、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同一です。

なお、当第2四半期連結累計期間の法人所得税費用は、見積平均年次実効税率を基に算定しています。

4. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループは本社に顧客産業別の事業本部を置き、各事業本部は取り扱う製品について日本及び海外の包括的な戦略を立案し事業活動を展開していることから、その構成単位である「産業機械事業」、「自動車事業」の二つを報告セグメントとしています。

(2) セグメントごとの売上高及び業績

前第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結
	産業機械	自動車	計				
売上高							
外部顧客への売上高	119,677	302,152	421,829	12,990	434,820	-	434,820
セグメント間の売上高	-	-	-	12,485	12,485	12,485	-
計	119,677	302,152	421,829	25,476	447,306	12,485	434,820
セグメント利益(営業利益)	8,313	7,061	15,375	1,210	16,585	819	15,765
金融収益・費用合計							213
税引前四半期利益							15,552

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、鋼球の製造・販売事業及び機械設備製造事業等を含んでいます。

2 セグメント利益の調整額 819百万円には、セグメント間取引消去141百万円、各報告セグメントに配分していないその他の営業費用 961百万円が含まれています。

当第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結
	産業機械	自動車	計				
売上高							
外部顧客への売上高	104,541	202,267	306,808	9,084	315,892	-	315,892
セグメント間の売上高	-	-	-	8,981	8,981	8,981	-
計	104,541	202,267	306,808	18,065	324,874	8,981	315,892
セグメント利益(営業利益) (は損失)	1,225	14,113	12,887	249	13,137	2,500	10,636
金融収益・費用合計							34
税引前四半期利益(は損失)							10,671

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、鋼球の製造・販売事業及び機械設備製造事業等を含んでいます。

2 セグメント利益の調整額2,500百万円には、セグメント間取引消去148百万円、各報告セグメントに配分していないその他の営業費用2,352百万円が含まれています。

5. 法人所得税

移転価格税制に関する事前確認申請に基づく法人税等の追加納付見込額等を計上しており、当第2四半期連結累計期間の「法人所得税費用」は当該金額を含んでいます。

6. 売上高

当社グループの事業は、産業機械事業、自動車事業により構成されており、当社の取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

なお、売上高はこれらの報告セグメントを以下のとおり地域別に分解しています。

前第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	産業機械	自動車	計		
日本	36,673	116,749	153,423	8,311	161,735
米州	18,346	55,612	73,959	345	74,304
欧州	20,569	34,160	54,729	2,202	56,932
中国	28,368	50,743	79,112	1,101	80,213
その他アジア	15,719	44,886	60,605	1,029	61,634
合計	119,677	302,152	421,829	12,990	434,820

- (注) 1 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。
 2 国又は地域の分類は、地域的近接度によっています。
 3 日本及び中国以外の分類に属する主な国又は地域
 米州：米国、カナダ、メキシコ、ブラジル等
 欧州：英国、ドイツ、ポーランド等欧州諸国等
 その他アジア：日本及び中国を除いた東アジア、東南アジア諸国、インド及びオーストラリア等
 4 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、鋼球の製造・販売事業及び機械設備製造事業等を含んでいます。

当第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	産業機械	自動車	計		
日本	28,227	78,524	106,751	5,923	112,674
米州	14,557	31,962	46,520	195	46,716
欧州	15,684	21,038	36,723	1,384	38,107
中国	32,461	45,716	78,178	1,108	79,286
その他アジア	13,609	25,025	38,634	473	39,108
合計	104,541	202,267	306,808	9,084	315,892

- (注) 1 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。
 2 国又は地域の分類は、地域的近接度によっています。
 3 日本及び中国以外の分類に属する主な国又は地域
 米州：米国、カナダ、メキシコ、ブラジル等
 欧州：英国、ドイツ、ポーランド等欧州諸国等
 その他アジア：日本及び中国を除いた東アジア、東南アジア諸国、インド及びオーストラリア等
 4 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、鋼球の製造・販売事業及び機械設備製造事業等を含んでいます。

産業機械事業は、一般産業向けの軸受、精密機器関連製品等を製造・販売しており、自動車事業は、自動車及び自動車部品メーカー向けの軸受、ステアリング及び自動変速機用部品等を製造・販売しています。このような販売については、物品の支配が顧客に移転したとき、すなわち物品を顧客の指定した場所へ配送し引き渡した時点で収益を認識しています。

当社グループは、各顧客との取引開始時点で物品の取引価格を決定していますが、一定期間の取引数量等に応じた割戻しを行うものがあり、これらの変動対価の金額は契約条件等に基づき取引価格を調整しています。

7. その他の営業費用

前第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結累計期間における、「その他の営業費用」の内訳は次のとおりです。

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年 4月 1日 至 2019年 9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月30日)
為替差損	727	509
独占禁止法関連費用	231	2,861
その他	2	-
合 計	961	2,352

なお、当社グループ製品についての訴訟等に関し、「引当金(非流動)」に計上済の今後発生し得る和解に関連する損失の見積りを見直した結果、戻入益を計上しており、当第2四半期連結累計期間の「独占禁止法関連費用」は当該金額を含んでいます。

8. 金融商品

(1) 公正価値の見積り

帳簿価額及び公正価値

金融資産・負債の帳簿価額及び公正価値は次のとおりです。

なお、社債及び長期借入金以外の償却原価で測定する金融資産・負債の公正価値は帳簿価額と近似しているため含めていません。

また、経常的に公正価値で測定する金融商品についても、公正価値と帳簿価額が一致するため含めていません。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)		当第2四半期連結会計期間 (2020年9月30日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
金融負債				
長期借入金	91,719	92,739	101,256	102,516
社債	130,000	129,735	130,000	129,874

売上債権及びその他の債権、仕入債務及びその他の債務、短期借入金につきましては、主に短期間で決済されるため公正価値は帳簿価額と同額としています。

投資有価証券のうち、活発な市場がある上場株式の公正価値は、取引所の価格により算定しています。活発な市場がない非上場株式等の公正価値は、主として株価純資産倍率によるマルチプル方式により算定しています。また、前連結会計年度及び当第2四半期連結会計期間の非上場株式の公正価値測定に用いている観察不能なインプットである非流動性ディスカウントは30%としています。

純損益を通じて公正価値で測定されるデリバティブ金融資産及び金融負債のうち、為替予約については、同取引を約定した金融機関から提示された評価額によっています。

長期借入金の公正価値については、元利金の合計額を、当該長期借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。但し、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間毎に更改される条件となっており、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっています。

当社の発行する社債の公正価値は、市場価格に基づき算定しています。

公正価値ヒエラルキー

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、レベル1からレベル3までを次のとおり分類しています。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格(無調整)により測定された公正価値

レベル2：資産又は負債について、直接的に観察可能なインプット又は間接的に観察可能なインプットのうちレベル1に含まれる市場価格以外のインプットにより測定された公正価値

レベル3：資産又は負債について、観察可能な市場データに基づかないインプットにより測定された公正価値

公正価値で測定される又は公正価値が開示される当社グループの金融資産及び負債のヒエラルキー別分類は次のとおりです。

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産				
株式等	42,365	-	3,509	45,874
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
デリバティブ金融資産	-	279	-	279
金融負債				
償却原価で測定される金融負債				
長期借入金	-	92,739	-	92,739
社債	-	129,735	-	129,735
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債				
デリバティブ金融負債	-	11	-	11

当第2四半期連結会計期間(2020年9月30日)

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産				
株式等	53,540	-	4,425	57,966
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
デリバティブ金融資産	-	225	-	225
金融負債				
償却原価で測定される金融負債				
長期借入金	-	102,516	-	102,516
社債	-	129,874	-	129,874
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債				
デリバティブ金融負債	-	13	-	13

レベル1に分類される金融資産は、上場株式等です。

レベル2に分類される金融資産は、為替予約であり、金融負債は、借入金、社債、為替予約です。

レベル3に分類される金融資産は、非上場株式等です。

当社グループは、これらの資産及び負債のレベル間振替を各四半期連結会計期間末に認識することとしています。

次の表は、前第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結累計期間における経常的に公正価値にて測定されるレベル3の金融商品の変動を表示しています。

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)
期首残高	4,350	3,509
その他の包括利益で認識された利得及び損失	338	921
売却及び償還	4	5
期末残高	4,007	4,425

9. 1 株当たり利益

(1) 基本的 1株当たり四半期利益及び希薄化後 1株当たり四半期利益

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)
基本的 1株当たり四半期利益(は損失)	23.07円	23.98円
希薄化後 1株当たり四半期利益(は損失)	23.01円	23.98円

	前第2四半期連結会計期間 (自 2019年7月 1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 2020年7月 1日 至 2020年9月30日)
基本的 1株当たり四半期利益(は損失)	5.81円	5.05円
希薄化後 1株当たり四半期利益(は損失)	5.80円	5.05円

(2) 基本的 1株当たり四半期利益及び希薄化後 1株当たり四半期利益の算定上の基礎

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益(は損失) (百万円)	11,816	12,287
発行済普通株式の加重平均株式数(千株)	512,129	512,323
希薄化効果の影響：株式給付信託等(千株)	1,395	-
希薄化後の発行済普通株式の加重平均株式数 (千株)	513,525	512,323

	前第2四半期連結会計期間 (自 2019年7月 1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 2020年7月 1日 至 2020年9月30日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益(は損失) (百万円)	2,977	2,587
発行済普通株式の加重平均株式数(千株)	512,154	512,442
希薄化効果の影響：株式給付信託等(千株)	1,390	-
希薄化後の発行済普通株式の加重平均株式数 (千株)	513,545	512,442

(注) 当第2四半期連結累計期間において、1,700千株相当の株式給付信託は、逆希薄化効果を有するため希薄化後 1株当たり四半期損失の計算から除外しています。

当第2四半期連結会計期間において、1,585千株相当の株式給付信託は、逆希薄化効果を有するため希薄化後 1株当たり四半期損失の計算から除外しています。

10. 配当金

前第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結累計期間の配当金支払額は次のとおりです。

前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月21日 取締役会	普通株式	10,290	20.00	2019年3月31日	2019年6月6日

(注) 2019年5月21日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託の信託口が所有する自社の株式に対する配当金41百万円が含まれています。

当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月2日 取締役会	普通株式	5,183	10.00	2020年3月31日	2020年6月30日

(注) 2020年6月2日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託の信託口が所有する自社の株式に対する配当金57百万円が含まれています。

基準日が第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が第2四半期連結会計期間の末日後となるものは次のとおりです。

前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年10月30日 取締役会	普通株式	10,367	20.00	2019年9月30日	2019年12月2日	利益剰余金

(注) 2019年10月30日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託の信託口が所有する自社の株式に対する配当金114百万円が含まれています。

当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年11月2日 取締役会	普通株式	5,183	10.00	2020年9月30日	2020年12月8日	利益剰余金

(注) 2020年11月2日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託の信託口が所有する自社の株式に対する配当金53百万円が含まれています。

11. 偶発事象

(1) 訴訟事項等

(前連結会計年度)

当社及び当社の一部子会社は、過去における製品の取引に関して競争法違反の疑いがあるとして海外の関係当局による調査等を受けており、当社グループは、これに対して全面的に協力しています。

また、当社並びに当社の日本、米国、カナダ及び欧州の一部子会社は、米国及びカナダにおいて、他の被告らとともに、原告である軸受製品等の購入者の代表者等から、複数の集団訴訟の提起を受けています。原告は、被告らが共謀して、これらの国において軸受製品等の取引に関する競争を制限した等と主張し、被告らに対して損害賠償、対象行為の差止めをはじめとする請求を行っています。

米国においては、軸受製品について、直接購入者(例えば、自動車メーカー及び産業機械メーカー)の各暫定原告団から、当社並びに当社の米国及び欧州の一部子会社に対して、複数の集団訴訟が提起されています。これらの訴訟は、ミシガン州東部連邦裁判所に係属しています。これらの訴訟の一部については、ディスカバリー(訴訟当事者間で相互に訴訟に関係し得る書類等の証拠の開示を求める手続)が開始されています。また、これらの訴訟の一部については、集団適格に関する申立てが行われていましたが、2019年1月7日(現地時間)、同裁判所は当該申立てを退ける決定を下しました。当該決定については、原告から控訴されていましたが、2019年4月1日(現地時間)、第6巡回区控訴裁判所は当該控訴を退ける決定を下しました。なお、当該訴訟は引き続きミシガン州東部連邦裁判所に係属しており、2019年8月1日(現地時間)に改めて集団適格に関する申立てが行われました。

カナダにおいては、オンタリオ州、ケベック州、ブリティッシュ・コロンビア州及びサスカチュワン州において、軸受製品その他の当社製品について、直接購入者(例えば、自動車メーカー)及び間接購入者(例えば、カーディーラー及び車両の最終購入者)からなる暫定原告団から、当社並びに当社の日本、米国、カナダ及び欧州の一部子会社に対して、複数の集団訴訟が提起されています。これらの訴訟の一部については、集団適格に関する決定がなされています。

なお、過去における製品の取引に関する競争法違反の疑いに関連して、当社は当連結会計年度末において、合理的に見積もられた、今後発生し得る和解に関連する損失を「引当金(非流動)」に計上しています。これら引当金を計上した訴訟等のほか、当社又は当社の子会社若しくは関係会社は、上記訴訟と同種又は類似の訴訟等を今後提起される可能性があります。当社グループとしましては、原告等による請求に対して、適切に対処していきます。また、当社グループは、上記訴訟等の状況に応じて、原告等との間で個別に和解の可能性も検討していきます。

(当第2四半期連結会計期間)

当社及び当社の一部子会社は、過去における製品の取引に関して競争法違反の疑いがあるとして海外の関係当局による調査等を受けており、当社グループは、これに対して全面的に協力しています。

また、当社並びに当社の日本、米国、カナダ及び欧州の一部子会社は、米国及びカナダにおいて、他の被告らとともに、原告である軸受製品等の購入者の代表者等から、複数の集団訴訟の提起を受けています。原告は、被告らが共謀して、これらの国において軸受製品等の取引に関する競争を制限した等と主張し、被告らに対して損害賠償、対象行為の差止めをはじめとする請求を行っています。

米国においては、軸受製品について、直接購入者(例えば、自動車メーカー及び産業機械メーカー)の各暫定原告団から、当社並びに当社の米国及び欧州の一部子会社に対して、複数の集団訴訟が提起されています。これらの訴訟は、ミシガン州東部連邦裁判所に係属しています。これらの訴訟の一部については、ディスカバリー(訴訟当事者間で相互に訴訟に関係し得る書類等の証拠の開示を求める手続)が開始されています。また、これらの訴訟の一部については、集団適格に関する申立てが行われていましたが、2019年1月7日(現地時間)、同裁判所は当該申立てを退ける決定を下しました。当該決定については、原告から控訴されていましたが、2019年4月1日(現地時間)、第6巡回区控訴裁判所は当該控訴を退ける決定を下しました。なお、当該訴訟は引き続きミシガン州東部連邦裁判所に係属しており、2019年8月1日(現地時間)に改めて集団適格に関する申立てが行われました。

カナダにおいては、オンタリオ州、ケベック州、ブリティッシュ・コロンビア州及びサスカチュワン州において、軸受製品その他の当社製品について、直接購入者(例えば、自動車メーカー)及び間接購入者(例えば、カーディーラー及び車両の最終購入者)からなる暫定原告団から、当社並びに当社の日本、米国、カナダ及び欧州の一部子会社に対して、複数の集団訴訟が提起されています。これらの訴訟の一部については、集団適格に関する決定がなされています。

なお、過去における製品の取引に関する競争法違反の疑いに関連して、当社は当第2四半期連結会計期間末において、合理的に見積もられた、今後発生し得る和解に関連する損失を「引当金(非流動)」に計上しています。これら引当金を計上した訴訟等のほか、当社又は当社の子会社若しくは関係会社は、上記訴訟と同種又は類似の訴訟等を今後提起される可能性があります。当社グループとしましては、原告等による請求に対して、適切に対処していきます。また、当社グループは、上記訴訟等の状況に応じて、原告等との間で個別に和解の可能性も検討していきます。

12. 後発事象

当社グループは、IoTや5G、自動車市場におけるCASEなどの電動化ニーズへの対応強化を目的とし、2020年10月1日より一部事業の担当領域を「自動車事業」から「産業機械事業」に変更することといたしました。なお、変更後のセグメント区分に基づくセグメント情報は、2021年3月期第3四半期より開示する予定です。変更後のセグメント区分によった場合の影響額については、現在算定中です。

2 【その他】

(配当決議)

2020年11月2日開催の取締役会において、第160期中間配当に関し次のとおり決議しました。

中間配当額	5,183,568,800円
1株当たり中間配当金	10円00銭
中間配当金支払開始日	2020年12月8日

(注) 2020年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、支払いを行います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年11月6日

日本精工株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 功 樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 村 信

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 久 保 豊

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本精工株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、日本精工株式会社及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約四半期連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において要約四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 要約四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しています。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。